

避難者支援活動促進交付金事業について

【各地域の防災活動の取り組み状況】

各地域では、自主防災組織が設立され、避難訓練の実施や防災マップの発行などの自主防災活動が活発に行われており、市としても積極的な支援を行っているところです。

しかしながら、令和2年7月豪雨では、多くの地域住民が浸水の中を避難するなど、早期の避難行動には結びついていない状況がありました。

こうしたなか、地域では、速やかに避難が完了するように、身近な場所に独自の避難場所の確保を進めてあり、逃げ遅れを無くし、誰も犠牲にならないように取り組まれています。

【地域の災害時における防災活動】

避難所開設時に発生する活動

- ① 要配慮者等への安否確認や
避難の呼びかけ等〔**避難支援**〕



- ② 指定避難所等や地域の避難場所における
避難者の受入れや相談等〔**避難所支援**〕



大規模災害時※に発生する活動

※当該事業での大規模災害時とは、災害救助適用時のこと。

- ③ 指定避難所から地域の避難場所への
救援物資等の運搬〔**物資運搬支援**〕



- ④ 在宅の避難者に対するニーズの把握や
救援物資等の配布〔**在宅者支援**〕



このような防災活動がそれぞれの地域で取られることで、誰もが安心して躊躇なく避難ができ、たとえ災害が発生しても被害を最小限におさえ、災害に強い地域づくりへとつながっていきます。

「避難者支援活動促進交付金事業」は、避難所が開設されたとき、避難の必要がある人に対し、上記の防災活動を行った場合に交付金を支給するものです。

なお、事業の実施にあたっては、災害の状況に応じ無理のない範囲で実施してください。

「避難の必要がある人」… 校区内在住者など関係なく避難しなければ危険な状況にある要配慮者等

【交付金の額】

1. 基 礎 額 P.1 の防災活動①及び②の両方に取組むこととし、①の避難支援に対し避難所開設 1 回あたり5,000円。②の避難所支援に対し、施設 1 か所あたり24時間ごとに3,000円（15,000円／回を上限とする）。
※②の避難所支援は実際の活動を伴うものとし、避難所巡回のみ等は対象外。
2. 加 算 額 P.1の防災活動③または④を実施した場合、1 回あたり10,000円。
3. 初期整備費 地域の避難場所を新たに設置する場合、看板設置や備蓄品などの必要な経費として、1 施設あたり 1 回に限り10,000円。ただし、市より備蓄資材の現物支給を受ける場合は、この限りではありません。

【採択要件】

1. 地域で対象となる防災活動を既に実施している実績がある。もしくは、災害時に実施する体制が整っていること。なお、P.1の防災活動①及び②のみでも可。
2. 地域の避難場所で避難者の受入れを行う場合は、施設が安全であること。
 - ・風水害では、浸水想定区域内であれば浸水深より上層階にある程度のスペースがあるか、土砂災害警戒区域外であるか。
 - ・地震では、施設の耐震性があるか。

地域の避難場所は、風水害と地震で使用する場所を区別しても構いません。

【計画承認の申請】

年度当初（5月末まで）に計画承認申請書（様式第1号）と活動計画書（様式第2号）を作成し防災危機管理室に申請してください。

必要に応じて、地域で既に作成している防災マップや避難計画、名簿等を添付してください。

〔活動計画〕

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ・避難支援を行う人数 | ・支援を受ける要配慮者数 |
| ・避難所支援を行う場所 | ・場所ごとの支援を行う人数 ・活動予定内容 等 |

【交付申請】

出水期終了後（11月頃）に、10月までの活動実績報告書（様式第5号）を作成し、要配慮者一覧（様式第6号）および請求書と一緒に、防災危機管理室に交付申請書（様式第4号）を提出してください。

11月以降に活動した場合は、別に交付申請を作成し後から提出することになります。

〔活動実績報告〕

- | | | |
|--------------|---------------|-----------------|
| ・避難支援を行った日 | ・避難支援を受けた人の氏名 | ・避難支援を受けた人の避難場所 |
| ・避難所支援を行った期間 | ・避難所支援を行った場所 | ・場所ごとの支援を行った実人数 |
| ・活動内容 等 | | |

地域の避難場所

「地域の避難場所」とは、各校区独自で避難者を受け入れている施設です。

施設は、町内公民館や集会所だけでなく、校区によっては民間の施設（デイサービスなどの福祉施設）や寺院と協定を結ぶなどして、地域の避難場所として利用しているところもあります。

なお、当該事業で地域の避難場所として設定する場合は、併せて支援実施者を複数名設定し、地域の避難場所を開設したときは、支援実施者が責任を持って運営を行ってください。

また、地域の避難場所の開設等の住民周知は、各地域で取り組んでいただきます。

対象となる時期

市が自主避難所または指定避難所を開設している間となります。

地域の避難場所における備蓄物資

市では指定避難所に食糧をはじめ毛布、間仕切り等の備蓄物資を備えております。平常時からの備えについては、地域において備蓄物資等を準備いただくことが必要です。

なお令和7年度については、初期整備費の代わりに、次の数量を上限に新規設置時1回に限り、必要な備蓄資材を現物で受け取ることも可能です。

段ボールベッド	3組	間仕切り	3張	エアマット	6枚
毛布	5枚	保存食（パン）	24個	保存水（500ml）	24本

災害時の防災活動の報告

災害時に防災活動を行った場合は、避難所閉鎖後2週間以内に活動報告書（参考様式）を提出してください。なお、交付申請時には活動実績報告書の提出が必要となります。

感染症の予防対策

市の避難所では、消毒液やマスク、間仕切り等の配備、定期的な換気や消毒などの感染予防対策に取り組んでおります。従事する市職員には、マスクを着用させ長時間特定の人と接触することを避けるなどしております。地域の方々も避難所や地域の避難場所で活動するときは、感染予防には十分に留意して活動してください。

また、地域独自の避難場所においては、交付金を活用し消毒液を配備するなどの感染予防に取り組んでいただくようお願いいたします。

市と校区との防災活動の連携

当該交付金事業に取り組むにあたり、地域の防災活動の取り組みをより一層深めるために、

- ① 災害時要配慮者名簿の情報共有による避難支援活動
- ② 市が対応できない場合の指定避難所の開設

について取り組みをお願いします。これらの活動では、市と協定を締結し、災害時要配慮者名簿の共有と指定避難所の鍵の貸与を行っています。